

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月20日
【計算期間】	第15期(自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)
【発行者（受託者）名称】	三菱UFJ信託銀行株式会社 (以下「受託者」といいます。)
【代表者の役職氏名】	取締役社長 窪 田 博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 海外業務推進室 室長 山 崎 和 哉
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【発行者（委託者）氏名又は名称】	三菱商事株式会社 (以下「委託者」といいます。)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 常務執行役員 野 内 雄 三
【住所又は本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	金属資源トレーディング本部付 次長 須 藤 大 輔
【電話番号】	03-3210-2121(大代表)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年4月18日に提出いたしました第15期(自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)有価証券報告書の添付書類である信託契約について、2026年1月22日付ならびに2026年2月4日付で以下の通り内容変更を行いました。本信託契約の変更は、本信託について、足許、純資産残高が伸長していることから、委託者と協議のうえ、追加信託による純資産残高の上限額を1兆8,000億円から2兆2,000億円（2026年1月22日付）、また2兆2,000億円から3兆円（2026年2月4日付）に引き上げるものです。

2【訂正の内容】

（※ 下線部_____は訂正部分を示します。）

（2026年1月22日付の訂正）

信託契約 第6条第6項

<訂正前>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が1兆8,000億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。

<訂正後>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が2兆2,000億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。

（2026年2月4日付の訂正）

信託契約 第6条第6項

<訂正前>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が2兆2,000億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。

<訂正後>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が3兆円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。